

平成 28 年度事業計画

近年の畜産経営を取り巻く情勢は、高齢化による担い手の減少や為替変動等による配合飼料など生産資材価格の高止まりの影響から、畜産物の生産コストが増大しております。

また、近隣アジア諸国を中心に発生している口蹄疫や鳥インフルエンザ、国内で断続的に発生している豚流行性下痢（PED）等の家畜伝染病防疫対策の強化や消費者の安全安心な「食」へのニーズの高まりなど、生産者を取り巻く環境は厳しさを増しております。

さらに、平成 27 年 10 月に大筋合意した TPP 交渉は、今年 2 月の署名により最終合意が確定しました。畜産にとっては、ますます市場のグローバル化が進展し、将来への不安と危機感が増大するとともに畜産生産者はもとより畜産関連産業に大きな影響をもたらすものです。

このような状況への対応として、国内畜産の競争力を強化するためにも、生産基盤の確保と強化、再生産可能な経営支援、家畜衛生対策、さらに畜産物の付加価値化やブランド化の推進、また、耕種農家との連携強化による国産粗飼料や飼料用米の活用推進など、畜産の総合的な支援対策が不可欠となっております。

これまで、当協会では、「畜産の振興及び畜産物の品質確保に資するための事業を推進し、国民に安全で安心な畜産物を安定的に供給すること」を目的に掲げ、「畜産経営の安定と技術向上に係わる支援及び畜産への理解醸成」、「家畜・畜産物の衛生対策」及び「家畜・畜産物の価格補償」を 3 本柱として、生産者等に対する各種支援事業に取り組んでまいりました。

本年度につきましても、畜産の振興と安全安心な畜産物の安定供給を推進するため、変動する国内外の畜産情勢に迅速かつ的確に対応できる万全な体制を整えてまいります。その対応策として、国や県等の補助事業等を積極的に活用し、経営支援対策、家畜衛生対策及び価格安定対策を中心に、畜産生産基盤の確保と強化に向け、生産者が抱えている様々な悩みや課題を解消するための各種畜産振興事業に取り組んでまいります。

特に、TPP 対策事業としての畜産クラスター事業の本県窓口団体として、その機能を発揮してまいります。

今後も、関係機関や関係団体と連携を図りながら、公益法人としての使命を果たすべく各種事業を進めてまいりますので、会員皆様の御協力をお願いいたします。

I 畜産経営の安定と技術の向上に係る支援及び畜産への理解醸成を図る事業

1 畜産経営を支援する事業

(1) 畜産経営指導体制円滑化推進事業（補助：茨城県，継続）**公益**

ア 情報誌編集発行事業

畜産に関する経営管理技術，家畜衛生対策，市場取引状況，イベント等，各種情報を畜産関係者等に提供するため，情報誌「畜産茨城」の発行を行う。

イ 畜産経営改善技術指導事業

安定的な畜産経営を推進するため，畜産コンサルタント職員を設置し，経営感覚に優れた畜産経営体を育成・支援する。

(2) 地域畜産総合支援体制整備事業（受託：茨城県，継続）**公益**

経営感覚に優れた生産性の高い畜産経営体を育成するため，各分野の専門家からなる経営改善指導チームの設置等，指導体制の整備及び指導手法・内容の充実を図り，畜産経営体の経営・生産技術の高度化に対する指導等を総合的に行う。

ア 畜産経営体支援指導研究会の開催

経営診断に基づき，畜産経営体等に対する経営支援の在り方等についての検討や情報提供を行うため，県及び関係機関を構成員とする研究会を開催する。

イ 畜産経営体技術指導用機器の整備

畜産経営体に対する高度な支援指導を効率的かつ効果的に行うため，関連機器等の整備を行う。

ウ 畜産経営技術の支援指導

畜産経営改善指導チームにより，認定農業者や将来認定農業者となりうる意欲ある経営体等を対象に，経営改善の経営安定化を図るため効率的な個別支援指導，地域支援指導を実施する。

エ 畜産経営関係情報のホームページによる提供

畜産経営体等に対する効率的かつ効果的な支援指導を行うため，情報の蓄積や提供を行う。

(3) 畜産特別資金等推進指導事業（補助：中央畜産会，継続）**その他**

関係機関からなる県支援推進協議会を開催し，畜産特別資金借受者の関係機関や団体等で構成した指導チームによる巡回指導を実施する。

ア 県支援推進協議会の開催

推進協議会，専門委員会を開催し，借受者に対する重点指導事項等の検討を行う。

イ 経営改善のための指導・支援の実施

県推進協議会（当協会）と県関係機関が連携をとり畜産特別資金の融資機関及び借受者の経営改善のための指導支援を行う。

（４）貸付事業指導等事業（受託：畜産近代化リース協会，継続）**その他**

貸付機械施設の確認と効率的な利用を図るため，利用者に対する調査指導を実施する。

２ 畜産技術の向上や生産基盤の整備を図る事業

（１）良質堆肥広域流通促進事業（補助：茨城県，継続）**公益**

畜産農家と耕種農家の連携を強化し，堆肥生産・利用双方の情報収集や交流を進め，良質堆肥の生産及び広域流通を推進することにより，資源循環型農業を促進し農畜産業の安定的発展を図る。

ア 堆肥利用集団の組織化支援及び広域流通促進

ア) 堆肥コーディネーターを設置し，堆肥の需給情報を収集することにより堆肥の流通・利用の促進を図る。

イ) 堆肥コンクールを開催し堆肥の品質向上を図る。

ウ) 堆肥の広域流通を促進するため，堆肥生産者リストを作成し，耕種農家に堆肥生産者の情報を提供する。

エ) 県やJA等の協力を得て，堆肥需要調査を実施するとともに特殊肥料届出を推進する。

イ 堆肥利用集団の取組支援

ア) 堆肥利用実証圃設置に対する奨励金の交付

イ) 堆肥利用実証圃への輸送経費補助

（２）地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業（補助：農畜産業振興機構，継続）**公益**

肉用牛の生産基盤を強化するため，中核的な肉用牛農家が行う繁殖雌牛の増頭及び生産者集団が行う高能力雌牛の導入，肉用牛ヘルパーの活動を支援する。

（３）銘柄畜産物ブランド支援事業（補助：茨城県，継続）**公益**

県内養豚農家の種豚の能力向上を推進するため，県養豚研究所で造成された系統豚「ローズレー3」による種豚の更新に対し助成する。

（４）畜産経営指導体制円滑化推進事業（補助：茨城県，継続）**その他**

ア 家畜改良支援事業

本県の優秀な種畜の血統の保持と能力向上を図るため，子豚登記及び種豚登録を推進する。また，経営安定対策事業申請手続きに係る生産者への支援等を推進する。

イ 畜産協会組織強化事業

畜産情勢の変動に対応した指導を実施するため，常勤役員及び畜産アドバイザーを設置し，県や関係機関との連携を図って指導体制を強化する。

（５）家畜登録推進事業（単独，継続）**その他**

県，市町村及び関係団体の協力を得て種豚登録，子豚登記を積極的に実施するとともに系統豚の認定規定に関する証明を行う。

(6) 畜産共進会開催事業（補助：茨城県，継続）**その他**

家畜の改良増殖を促進するため，広域的な共進会（関東肉牛枝肉共進会）について，開催経費の一部を助成する。

(7) 繁殖雌牛整備推進事業（受託：茨城県，継続）**その他**

肉用牛繁殖農家に対し育種価分析データにもとづく支援を実施し，優良繁殖雌牛群の整備を推進する。

(8) 乳用種初生牛の経営調査事業（受託：中央畜産会，継続）**その他**

酪農経営を対象に，経営の概況及び乳用種初生牛の生産費調査を行う。

(9) スマートフィーディング実証事業（受託：草地協会，継続）**その他**

自給可能な国産粗飼料の利用拡大のため行う実証への支援及びモデル実証等に要した経費に関する現地，書類等の確認を行う。

(10) 畜産関係団体調整機能強化事業（受託：中央畜産会，継続）**その他**

若手畜産農家や後継者を中心とする農業者ネットワークを構築し，相互の交流及び情報交換のためのセミナーを開催する。

(11) 地域畜産基盤維持継続緊急対策事業（受託：中央畜産会，継続）**その他**

地域の畜産基盤の維持を図るため，地域内の肉用牛及び養豚経営に対し，技術レベルの把握，他経営との比較，技術差の原因を究明・改善する相互研鑽等の自主的な取り組みを支援するとともに，専門機関によるサポートを実施して経営技術の改善向上を図る。

(12) 畜産振興対策事業（単独，継続）**その他**

県及び国等に対する畜産行政施策の要請活動や共進会等への協力や支援及びその他畜産振興に係る事業を行う。

ア 畜政活動

県内の畜産関係団体及び中央畜産会等との連携を図りながら，畜産行政施策に係る提言や要請活動を行う。

イ 生産流通促進

各市町村及び畜産関係団体が開催する各種共進会やオークション等に支援する。

ウ 事業円滑化推進

円滑な事業推進を図るため，関係機関及び畜産関係団体との調整・協議を行う。

(13) 茨城県畜産大賞選定事業（単独，継続）**その他**

本県の畜産振興に特に貢献のあった個人又は団体を選定し，定時総会にあわせて表彰する。

(14) 銘柄畜産物ブランド支援（常陸牛輸出促進）

（補助：茨城県，受託：常陸牛振興協会 継続）**その他**

ベトナム・タイ等のアジア圏を中心に，常陸牛の輸出促進とブランド力強化を図るため，専門職員を設置し，輸出関連業務の推進を行う。

(15) 畜産現場における障がい者の参画推進支援事業

（受託：畜産経営支援協議会，継続）**その他**

畜産現場における障がい者の参画実態と参画を促進するため，前年度調査した事例について補足調査を行う。

(16) 元気な農山村創生チャレンジ事業（補助：茨城県 継続）**その他**

畜産農家の後継者不足の改善を図り，本県畜産の振興を図るため，畜産農家及び消費者を対象として，地域資源等を活かした研修会や交流会を開催する。

(17) 畜産クワース全国推進事業に係る全国実態調査（受託：中央畜産会，継続）**その他**

全国の先進的な経営体等を対象に経営内容に係る調査・取りまとめを行う。

3 畜産の理解醸成を図る事業

(1) 畜産振興補助事業（補助：地方競馬全国協会，継続）**公益**

畜産農家に対する経営診断及び後継者育成等を通して畜産経営の安定化を図るとともに，県産畜産物のPR活動等により，消費者に対する畜産への理解醸成を推進する。

ア 畜産経営の支援体制の強化を図る事業

ア) 地域畜産総合支援体制整備事業

県内の畜産農家（酪農，肉用牛，養豚）95戸に対する経営診断及び助言指導等を行い，畜産経営の改善・安定化を図る。

イ) 繁殖和牛経営新規参入者育成事業

繁殖和牛経営への新規参入者を確保するため，入門講座の開催，農家体験実習を行う。

イ 地域畜産の活性化，安全かつ安定的な食の提供に資するための事業

ア) 地域畜産物活用学校給食支援事業

県養豚協会等の協力を得て県内小中学校の学校給食に県産豚肉を提供し，次世代を担う子供たちに地域畜産への理解醸成，地産地消を推進する。

イ) 農業後継者の次世代対策婚活支援プロジェクト

『婚活サポート』により，若手青年農業者の結婚の推進を目的とした独身男女の出会いの場を積極的に創出する。また，婚活イベントを通じ，異業種交流と農業体験による畜産物の理解を深める食育活動を推進する。

ウ 馬事普及啓発の推進体制の強化を図る事業

地方競馬支援イベント（オフトひたちなかでの試食会等）を通して県産畜産物のPR等を行う。

(2) 常陸牛情報発信事業（受託：茨城県常陸牛振興協会，継続）**その他**

銘柄和牛「常陸牛」の知名度向上と消費拡大を図るため，インターネットを活用した情報発信を行う。

ア 常陸牛ホームページを活用した広報宣伝

イ 常陸牛ホームページの運営管理

(3) 畜産活性化対策事業（単独，新規）**その他**

県産畜産物の消費拡大及びインターネットの利活用により畜産の活性化を図る。

ア 県産畜産物のおいしさを提供する事業

県内各地のイベント等において県産畜産物のおいしさ，安全・安心を提供する。

イ ホームページを活用した宣伝広告を行う事業

インターネットの利活用等をとおして畜産の活性化を図る。

II 家畜・畜産物の衛生対策を支援する事業

1 防疫体制の整備を図る事業

(1) 自衛防疫強化総合対策事業（補助：茨城県，継続）**公益**

自衛防疫を円滑に実施するため，地域単位での自衛防疫推進会議を開催するとともに，家畜衛生に関する資料の作成及び情報提供による衛生知識の普及向上を図る。

(2) 地域自衛防疫推進事業（補助：茨城県，継続）**公益**

口蹄疫等の悪性家畜伝染病に対する防疫対策や組織的な対応が必要な疾病の発生防止対策を推進し，地域自衛防疫体制の一層の充実を図る。

(3) 衛生体制強化基金事業（補助：中央畜産会，継続）**公益**

牛及び豚の予防接種の推進啓蒙対策やブロック会議を開催する。

(4) 家畜防疫互助基金支援事業（補助：農畜産業振興機構，継続）**公益**

豚コレラや口蹄疫等の発生による畜産経営への影響を緩和するため，生産者自らが積み立てた基金に対し農畜産業振興機構が同額を補助し，経営再開支援金を交付する。

(5) 馬飼養衛生管理特別対策事業（受託：中央畜産会，継続）**その他**

地域における馬飼養衛生管理体制の整備を図るため，主に馬飼養者等を対象に講習会を開催する。

(6) 自衛防疫体制強化推進事業（受託：家畜衛生対策推進協議会，継続）**その他**

口蹄疫等の発生時に，迅速かつ的確な防疫措置が講じられるよう，各地域において農場での初動防疫体制の充実・強化を図るため，防疫演習を実施する。

また，モデル農場において牛白血病拡大防止のための衛生管理対策の実施や，県内の豚・鶏飼養農家に対し飼養衛生管理基準の徹底・啓発を行う。

2 家畜の疾病予防対策を推進する事業

(1) 家畜生産農場清浄化支援対策事業（補助：農林水産省，継続）**公益**

ア ヨーネ病清浄化対策事業

牛のヨーネ病まん延防止並びに早期清浄化のために飼養者が自主的に行う検査及び同居牛のとう汰に助成する。

イ オーエスキー病清浄化対策事業

豚のオーエスキー病清浄化対策で行う抗体陰性豚の種豚流通促進のため，出荷予定豚の抗体検査の実施と証明書の発行を行う。

ウ 牛白血病対策事業

牛白血病の感染拡大を防止するため，発生農場での重点的な抗体検査や共同放牧場での抗体検査及び吸血昆虫の駆除対策等を支援する。

エ 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止対策事業

飼養衛生管理の向上のため，生産者が自主的に指定獣医師等による衛生指導を受けるための取組及び吸血昆虫が媒介するアカバネ病予防のための生産者による組織的なワクチン接種の取組を支援する。

オ 予防接種事故対策事業

当協会が実施する予防接種が原因で家畜に事故が生じた場合，家畜所有者に対し手当金を交付する。

(2) 伝染性疾病発生予防事業（単独，継続）**公益**

牛の伝染病発生予防のため，イバラキ病，牛クロストリジウム感染症及び牛伝染性鼻気管炎の予防接種を実施する。

(3) 馬伝染性疾病防疫推進対策事業（受託：中央畜産会，継続）**その他**

乗用馬等に対する馬インフルエンザの予防接種を推進する。

(4) 馬インフルエンザ等防疫強化特別対策事業（受託：中央畜産会，継続）**その他**

馬伝染性貧血の清浄化を図るため，定期検査対象外の愛玩馬等の飼養・衛生状況実態調査を行う。

(5) 育成馬等予防接種推進事業（補助：中央畜産会，継続）**その他**

馬生産育成地において，軽種馬の安定的生産を図るため，育成馬の予防接種に助成する。

3 畜産物の安全性を確保する事業

(1) 死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業（補助：農林水産省，継続）**公益**

BSE対策特別措置法に基づき，48 か月齢以上の死亡牛のBSE検査を推進するため，農家への広報活動や死亡牛の輸送費及び検査費を助成する。

ア 死亡牛検査処理安定化対策事業

死亡牛の円滑かつ適正な処理を推進するとともに，BSE検査を円滑に実施するため，県内で死亡した対象牛について，死亡場所から化製場までの適正な管理輸送にかかる促進費及び処理に係る経費を助成する。

イ 死亡牛検査支援対策事業

県が実施するBSE検査に要する経費のうち，農家が負担する経費について助成する。

(2) 農場 HACCP 認証普及推進支援対策事業（受託：中央畜産会，継続）**その他**

農場 HACCP システムの取組を推進するため，コーディネーターによる定期的な農場の指導や効率的な取組を支援し，農場 HACCP の広範的な普及を図る。

III 家畜・畜産物の価格補償を行う事業

1 子牛等の家畜販売に係る価格補償を行う事業

(1) 肉用子牛生産者補給金交付事業

（補助：農畜産業振興機構・茨城県，継続）**公益**

肉用子牛農家の経営安定を図るため，肉用子牛生産者補給金制度に基づき，肉用子牛生産者補給金交付事業を効率的に実施する。

ア 肉用子牛生産者補給交付金交付事業

生産者補給金交付対象牛に対して，農畜産業振興機構から交付された生産者補給金を生産者に交付する。

イ 肉用子牛生産者積立助成事業

肉用子牛生産者補給金の財源として，協会が積み立てる生産者積立金について，その一部に充てるための助成を受ける。

農畜産業振興機構助成金：生産者積立金の2分の1以内

茨城県助成金：生産者積立金の4分の1以内

(2) 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業

（補助：農畜産業振興機構，継続）**公益**

補給金制度の適正な実施を図るための調査・指導，肉用子牛取引情報の収集をすると

ともに、協会の運営体制の強化等を図る。

ア 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業

肉用子牛生産者補給金制度に係る事業執行を的確に実施するため、統一電算システムを利用して肉用子牛に係る一連の事務と、家畜市場における肉用子牛の取引情報の収集と報告を行う。併せて、事務委託先及び契約生産者との事務手続き等についての点検、調査及び指導を実施し、業務の的確で迅速な処理体制を整備強化する。

イ 指定協会運営体制支援事業

肉用子牛生産者補給金制度を円滑に推進するため、協会の運営体制の強化を図る。

(3) 肉用子牛生産者補給金交付事業事務（単独：継続）**公益**

肉用子牛生産者補給金交付事業を実施するための事務を行う。

(4) 肉用牛繁殖経営支援事業（補助：農畜産業振興機構，継続）**公益**

子牛価格が発動基準を下回った場合、生産者に支援交付金として交付する。併せて、肉用子牛生産者補給交付金交付事業の補完事業である本事業への加入促進と加入申請の事務を行う。

2 枝肉等の畜産物に係る価格補償を行う事業

(1) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（補填金交付）

（補助：農畜産業振興機構，継続）**公益**

肥育牛補填金の交付に要する資金に充てるための肥育安定基金を造成し、枝肉価格及び素畜価格の変動により、肥育牛1頭当たりの粗収益（全国平均）が生産費（全国平均）を下回った場合、生産者に対し肥育牛補填金を交付する。

(2) 肉用牛肥育経営安定特別対策推進事業（補助：農畜産業振興機構，継続）**公益**

補填金の交付を円滑に行うため、契約者や事務委託先などの指導や必要な事務処理を行う。

(3) 肉用牛肥育経営安定特別対策推進事業事務（単独：生産者，継続）**公益**

肉用牛肥育経営安定特別対策事業を実施するための事務を行う。

(4) 養豚経営安定対策事業申請等事務（単独，継続）**収益**

肉豚生産者の依頼を受け、養豚経営安定対策事業に係る申請事務等を代行する。